

平成31年度 市民後見人養成講座 要綱

1 目 的

判断能力が低い方々の権利を守り、法的に支援する成年後見制度は、住み慣れた地域で暮らしていくために重要な制度であり、需要も高まっています。柏崎市で、誰もがいつでも安心して成年後見制度を利用できるように、一般市民を対象に新たな権利擁護の担い手になっていただくための講座を開催します。

2 主 催 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

3 期 日 平成31年6月22日～10月8日の期間中
全12日間・現場実習3日間
(内容及び日程については、別紙プログラムをご参照ください。)
※プログラム終了後は、実習を予定しております。実習に関する日程等は講座内でご連絡いたします。

4 会 場 柏崎市総合福祉センター

5 定 員 20名

6 応募資格 以下の(1)～(5)の全ての要件を満たしている方
(1)平成31年6月現在、柏崎市・刈羽地区に在住の方
(2)市民後見活動に熱意と理解があり、受講終了後に市民後見人として活動可能な方
(3)原則として、全日程の受講が可能な方(遅刻、早退、途中退出不可)
※やむを得ず欠席となった場合、レポート等の補講を予定しております。
(4)専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士)以外の方
※専門職の方は事前にご相談ください。
(5)民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当しない方
・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
・破産者
・行方の知れない者
・暴力団員

7 参加費 2,000円(初回受付時に徴収いたします)

8 応募方法

◆申込書類について

- ・指定の用紙（柏崎市社会福祉協議会窓口にて受け取ったもの、または、柏崎市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードしたもの）にてお申し込みください。

<提出いただくもの>

- ① 平成31年度市民後見人養成講座 受講申込書
※顔写真3×4cmを忘れずに添付してください
(スナップ写真不可)
- ② 作文(志望動機400字以内)

◆申込書類の提出

郵送、または持参により、「柏崎市社会福祉協議会 生活支援係」宛てに提出してください。持参の場合は、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時の間にお願いします。

<受付期間 >

平成31年5月1日(水)～5月31日(金)

◆受講者の決定

- ・応募者が10名に満たない場合は、やむをえず開催を見送る場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・書類選考後、受講可否の決定は、6月上旬に応募者全員に郵送で連絡します。

※個人情報については、市民後見人養成研修の受講に関する用途以外には使用しません。また、受講決定がされなかった方については、提出書類を返送します。

8 問い合わせ

〒945-0045 柏崎市豊町3-59 柏崎市社会福祉協議会 生活支援係
電話 0257-22-1411 FAX 0257-22-1441
e-mail ks-19@syakyou.jp